

ポジティブ・アクションのための提言

～意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくり～

平成14年4月
厚生労働省・女性の活躍推進協議会

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

ある株主総会のことです。一般質問も終わりにさしかかったころ、初老の男性が質問に立ちました。マイクを手にした男性は、経営陣に一つの質問を投げかけました。

「新しい役員にも、壇上にいる社員のどこにも女性がいないようですが、△△社は21世紀も男社会で生きていかれるわけですか？△△には＊＊人も社員がいて、優秀な女性も当然いるはずですが。こういった状況をどう考えておられますか？」

社長は、まったく想定していなかった質問に、明快な答弁ができませんでした。

それをきっかけに、会社のトップは「能力と意欲のある女性には、もっと活躍できる場を社内に創っていく」ことを、本気で決心し、行動を始めたのです。

すぐれた仕事ぶりを職場の誰もが認める◇◇さん（女性）と、話をしたときのことです。

「先日、（◇◇さんの会社の）△△社長のお話をうかがいました。そのとき、社長は『わが社は女性の活用に力を入れている。それは、これから時代、女性の感性が重要なからだ』と強くおっしゃっていたのが、印象的でした。」

そのとき◇◇さんは、少しばかり残念そうな表情を浮かべて言いました。

「たしかに、うちの社長は、女性に理解がある方だと思います。でも、それが日本の現実なんです。」

◇◇さんは「それ」で何が言いたかったのでしょうか。◇◇さんは「女性」の感性で仕事ぶりを高く評価されているのではないことを職場のみんなは知っています。◇◇さん「本人」の感性と、それに基づいた問題の発見力や解決力がすぐれているからこそ、男女問わず職場の仲間にも、そしてお客様にも信頼され、活躍しているのです。

「それ」とは、男女の機会均等に理解ある人ですら、「男性は論理、女性は感性」と思ってしまいがちな現状を指しているのです。

-----*

女性は男性と違い、「出産」という現実があります。病氣で熱を出した子どもは、父親よりも母親の姿を必死に探し求めることもあるでしょう。

ある百貨店に勤める女性管理職は、女性社員に、いつもこう話をします。

「どうしたって、子どもを産んだり、子どもが病氣したり、休まなければいけないときがある。だからそのぶん、日頃から懸命に働くこと。それで休むときには堂々と、胸を張って休みなさい。」

女性は急に仕事を休んだり、辞めたりするから、男性に比べると、やはり働きぶりは劣るのではないかという意見があります。

「本当でしょうか？」

職場の女性の働きぶりをもう一度よく見てください。そのなかには、出産や育児があって、突然休まなければならなくなることを、一番よく自覚している女性がいるはずです。だからこそ、その女性は日頃から集中して真剣に仕事に取り組んでいるのです。

目 次

「ポジティブ・アクション」とは	1
ポジティブ・アクションの必要性と効果	4
ポジティブ・アクション推進のための取組	5
I 経営者の取組	5
II プロジェクト・チーム等推進担当者の取組	8
III 人事担当者の取組	10
IV 職場上司の取組	13
V 働く女性の取組	16
VI 働く男性の取組	17
VII 女性の活躍推進協議会及び行政の取組	19

「ポジティブ・アクション」とは

「ポジティブ・アクション」

冒頭の株主総会をきっかけにした、トップの「能力と意欲のある女性がもっと活躍できる場を社内に創っていく」という決心と行動。これは女性に対する「ポジティブ・アクション」とよばれています。略して「ポジ」や「PA」と呼んでいるところもあるようです。

ポジティブ・アクションとは、教育や雇用や政治などの分野で、過去の経緯から生じている人種的マイノリティー、女性、障害者などのグループと他のグループとの事実上の格差を解消するための積極的な措置を意味しますが、ここでは、雇用の分野における女性のためのポジティブ・アクションについて提言を行っています。

ポジティブ・アクションをもう少しくわしく定義すると、次のようにになります。「固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者のあいだに事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組」、これがポジティブ・アクションです。

ポジティブ・アクションは単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではありません。これまでの慣習や固定的な性別役割分担意識などが原因で女性は男性よりも能力を發揮しにくい環境に置かれてきました。こうした状況を「是正」するための取組なのです。

事実上の差

問題は、「事実上生じている差」の内容です。それはたとえば、こんな問い合わせに、経営者、人事担当者、管理職等が、はっきりと「いいえ」と答えられない場合です。

- 女性を、補助的な仕事を中心に配置している
- 女性はいずれ辞めていくから育てても無駄だと思っている
- 取引先が、女性を一段低く見ているときがある

もし、上記の問い合わせに「はい」と答えるような項目があるとすれば、男女の均等な機会や待遇が実質的に確保されていることには、なりません。さらにはその結果、

- 営業職に女性はほとんど配置されていない
- 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

といった状況が生じている場合、その解消策を企業が具体的に考え、実施していく。それが、ポジティブ・アクションなのです。

ハンディキャップを取り除く

では、男女間に事実上の差が存在する、男性にはないハンディキャップが女性にあるとき、それはどうやって取り除けるのでしょうか。

勤続年数も長く、仕事に対する能力も意欲も高い女性が多数働いている。それにもかかわらず、管理職になっている女性がきわめて少ないとといった会社があったとします。現状を分析した上で、改善の目標を掲げ、

- 女性の管理職候補者を対象に、研修を実施したり、昇進・昇格試験の受験を奨励する
- 昇進・昇格基準を明確化する

などを行うことがポジティブ・アクションです。

また、上司、同僚（特に男性）に、男女とも大切な人的資源だという意識がない場合に、

● 性別に関わらず、個人として活かすことが、企業のメリットにつながることを理解してもらう
というような、積極的な意識改革を促すこと、ポジティブ・アクションです。

そのほか、ポジティブ・アクションの実例としては以下のようなものがあります。

- 補助的業務しか経験のない女性を抜擢しようとしたが、しり込みをする
→特別に教育して、必要な知識・技術とともに自信をつけてもらう
- 担当させた取引先から「女性は困る」と難色を示された
→状況を放置せずに、「能力、意欲ともに十分」であることを理解してもらうよう相手方に説明する

また女性の離職率が高い理由の一つに、男性に比べて将来の働く目標となる人物像（モデル）が未だ少ないとあるとすれば、モデルとなる女性を育成すること自体が、ハンディキャップを取り除くことにつながります。

ガラスの天井

男女に事実上の格差が存在してきたのは、日本だけではありません。日本を含めて先進国の中では、性による差別を禁止する法律はあるものの、実際にはその効果は限定的だったというのが、事実です。

昇進の機会は男女平等に開かれても、現実には上級の管理職は、男性がほぼ独占している。女性の頭上には、男性にはない「ガラスの天井がある」と、いわれてきたのです。

そこで、性による差別を禁止するだけでなく、男女間で事実上の機会の平等を達成する手段として登場したのが、ポジティブ・アクションやアファーマティブ・アクションだったのです。

欧米での特徴は、事実上の平等を達成するための積極策であることに加え、特定の個人というよりも事実上差別されているグループ全体に配慮した措置であることや、平等実現までの暫定措置であること等が挙げられます。

日本のポジティブ・アクション

日本のポジティブ・アクションは、平成11年4月に施行された改正男女雇用機会均等法第20条によって、明確に位置付けられました。

第20条では「事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善する」ための措置を講じるとき、それを国として援助していくことが規定されています。そこでは、事業主が、女性の雇用状況を分析したり、改善計画を作成したり、改善措置を実施したり、そのために必要な体制を整備しようとするとき、国が援助できるとされています。つまり、事業主が個々の実態や考え方方に応じて、自主的に取り組むことが重要なのです。

厚生労働省では、事業主の自主的な取組に対する具体的な支援策として、ポジティブ・アクションを実行するためのガイドラインを示したり、達成状況をチェックするためのワークシートを作っていました。それは（財）21世紀職業財団ホームページからも入手できます。

くわしくは、http://www.jiwe.or.jp/gyomu/work/positive_03idx.htmlを見てください。

提言の特徴

今回の提言は、ポジティブ・アクションを進めている企業の経営者、人事担当者、そして活躍する女性の方々にインタビューをお願いし、そこでは何が、どのように考えられ、そして取り組まれているのか、実際の声を、数多く紹介しています。

ポジティブ・アクションを実施している様々な立場の意見や考え方を紹介することで、これからポジティブ・アクションを実施していくこうとしている方々に、その「手触り」を感じていただきたい、と思います。

ここでの声はすべて、ポジティブ・アクションを実施する際、それぞれが置かれた立場ごとに、

- 何をきっかけとして、
- その価値をどこに求め、
- 何に注意しながら実行し、
- 直面する課題にどう対処したか

といった具体的な内容です。冒頭の3つのエピソードも、その一例です。

そこにはポジティブ・アクションを実施していくためのヒントがあります。なかには「なるほど」、「そう考えるのか」というものもあれば、「そうかなあ」、「受け入れられないなあ」といった内容もあるかもしれません。そのときは、これらの声をヒントに、それぞれの状況に応じたポジティブ・アクションを考えていただければ、と思います。

ポジティブ・アクションの必要性とその効果

I 労働意欲、生産性の向上一性にとらわれない公正な評価により活力を創出－

もし、固定的性別役割分担意識や男性優位の企業風土がある場合には、それらを見直し、性別にとらわれない能力や成果に基づく公正な評価を徹底することで、女性社員の活躍を促し、女性社員のやる気を引き出すきっかけとなります。それは同時に、周囲の男性社員にも良い刺激を与え、結果的に生産性の向上や競争力の強化をもたらすことにもつながります。

性別に関係なく個人がワーク／ライフ・バランス（仕事と家庭や個人生活のバランス）をとることを企業が支援することは、家庭での男女の家事や育児の分担を可能にし、女性の継続就業率を高めます。これは、その人材が持つ高度な能力と豊富な経験を失うリスクを避けることにもなります。

II 多様な人材による新しい価値の創造－多様な個性による新たな発想－

市場が多様化する中で、これから新しいニーズに対応した商品、サービスを提供するための新しい発想が求められています。ポジティブ・アクションを実施することにより、男女に関わりなく多様な個性をもった人材を確保し、その能力を最大限に發揮させることは、これまでにない新しい発想を生み出す可能性があります。

III 労働力の確保－労働者に選ばれる企業へ－

少子・高齢化が進んでいる我が国においては、労働力不足が見込まれており、女性の活躍が大いに期待されます。ポジティブ・アクションを積極的に実施する企業は、働きやすい企業、男女に関わりなく公正に評価される企業として認知され、選ばれることとなり、幅広い高質の労働力を確保することができます。

IV 外部評価（企業イメージ）の向上－人を大切にするというイメージの獲得－

ポジティブ・アクションを実施し、社員の能力発揮と育成に積極的に取り組む企業姿勢は、経営の持続的発展が期待できる企業として、顧客や株主、取引先等の利害関係者からの信頼や好意的な評価を得ることができます。

ポジティブ・アクション推進のための取組

経営者、人事担当者、そして職場で活躍する女性にインタビューをお願いしました。その結果、ポジティブ・アクション推進のためのポイントが浮かび上がってきました。それをここでは、それぞれの立場ごとに、整理してみました。

I 経営者の取組

- 1-1) ポジティブ・アクション成功の鍵は、経営者の決断にあります。ポジティブ・アクションを実施している会社では、多くの場合、経営者の方針がその原動力となっているからです。ポジティブ・アクションは、まず経営者が企業理念を改めて見つめ直すことから始まります。「個の尊重」、「共存共栄」、「能力重視」といった企業理念の実現には、能力と意欲のある女性に一層の積極的な活躍の機会を創り出すことが重要な戦略の一つになるという認識を持つことが重要になります。

人事担当者の言葉「最初は、“なんでこんなことをするのか”という男性社員もいたが、進めていくうちに変わっていった。トップの問題提起により、（問題点が）明確になった。男性役員が旗振りをしたおかげでうまくいった。社員はトップの行動を見ている」

- 1-2) 現在の厳しい経営環境の中で、多くの会社では、旧来型の男性正社員中心の経営思考からの早急かつ抜本的な転換が迫られています。ここで「変わらなければ生き残れない」という危機意識を経営者が示せば、それを社員も共有できる（せざるを得ない）状況になっています。人材の有効活用のためにポジティブ・アクションを実施するという活動そのものが、会社経営を変革する突破口になっていきます。また、少子化が進む中で、ワーク／ライフ・バランス（仕事と家庭や個人生活のバランス）を取りながら働くことができる仕組みをつくり、育児や介護等の責任を担っている人材を活用できるような経営が求められており、このような取組は、次代の労働力を確保することにもつながります。

人事担当者の言葉「登用までの試験に挑戦する女性たちを見て、女性を登用することに対する役員たちの意識はさらに進んだ。登用試験の中で最終に役員プレゼンテーションがあるが、このプレゼンの迫力にみんな圧倒された。それだけ女性のプレゼンが良かったためである」

人事担当者の言葉「ほかの部署では可能でも、うちの部署の仕事は女性には絶対無理だ、といっていた部のトップが、採用面接である女性をみて惚れ込んだ。こんな優秀な人材を他社には

渡せないと、自分で説得して採用した。実際に優秀な女性に会ってはじめて、既成概念をとっぱらう男性が多い」

人事担当者の言葉「働きやすいとは、男女ともにワーク／ライフ・バランスがとれていることである」

- 1-3) ポジティブ・アクションの根本的な効果は、性別に関係なく能力と意欲の高い人々が活躍して実績を出すこと、すなわち性別に関わりなく個人の持つ能力を活かすことで生産性が向上することにあります。

経営者の言葉「米国本社の影響はもちろんのこと、自らが米国勤務をしていた時に、米国女性の活躍ぶり（会議出席者の2～3割が女性であった）を見て、日本は遅れていると認識した」

経営者の言葉「いずれ男女平等の登用というグローバル・スタンダードへの対応が迫られる」

ただし、ポジティブ・アクションの必要性を「女性の感性が重要だから」とすることについては、むしろ誤解や反発を生む場合もありますから、「女性の持っている能力を発揮してもらうため」とするなど、よく考えた表現が必要です。

「女性の活躍に期待するのは、女性の感性が重要だから」について

消費者のニーズに応えるために「女性の感性」は重要な戦力であるという認識を、持っている経営者も多くいらっしゃいます。

しかし、ポジティブ・アクションの最終的な目標は、働く人々の評価を性別によって一律に考えるのではなく、あくまでも個としての評価を行っていこうということです。

つまり、「女性は感性、男性は理性」といった、性別によってパターン化された認識は、ポジティブ・アクションの理念に矛盾することになるのです。

男性でも感情豊かな人もいれば、女性で理性が勝る人もいますので、「女性は感性」という十把一からげの認識に、不満を持つ女性も多いでしょう。

このように考えると、「女性の活躍を求めるのは女性の感性に期待するから」という考えは、能力のある女性の働く意欲をかえって阻害する危険性があることに注意する必要があるのです。

- 1-4) ポジティブ・アクションでは、企業理念の実現のために女性の活躍が不可欠なことを、経営者が会社の内外に公言することが効果的です。会社の外とは、消費者であり、株主であり、取引会社であり、関連会社であり、場合によっては、社員の家族も含みます。

ポジティブ・アクションには、具体的なわかりやすい目標を定めることが大切になります。そして、定めた目標や達成状況を内外に公表し、企業姿勢を明確にすることは将来的に意欲と能力のある人材の確保にもつながります。公表の仕方としては、広報活動の他、ポジティブ・アクションの進捗状況を社内監査の項目の一つに加えて、毎期毎期確認し続けるという方法もあります。

経営者の言葉「株主総会でも女性の活用状況を質問されるなど、一般の消費者が企業を評価する際の評価ポイントの1つとして入ってきてている」

人事担当者の言葉「社員に取組の成果を忘れられないようにと、社外へのアピール活動も意図的に行っている」

人事担当者の言葉「内外に自社の取組を広く知らしめることによって自分たちにはっぱをかけていかないとなかなか取り組めないものである。外にアピールすることが大事」

人事担当者の言葉「企業間で Talent War（人材戦争）がはじまっている」

- 1-5) 経営者の中には、ポジティブ・アクションを実施する必要はないと考える方もいます。その場合も、なぜポジティブ・アクションが必要なのかを、これからは会社の内外に納得できるかたちで説明しなければいけないことを認識すべきでしょう。

経営者の言葉「社会の仕組みそのものが変わっているのだという認識が必要なのだ」

- 1-6) 女性の活躍機会の拡大に積極的な会社は、共通して、女性の活躍を支援するためのプログラムを作成しています。そのプログラム策定のため、経営者直轄のプロジェクト・チーム（タスク・チーム、ウーマンズ・カウンシル、ジェンダー・フリー委員会など名称は会社によって様々です）を立ち上げているところも多いようです。企業風土によって、ポジティブ・アクションの実施体制は様々ですが、要は経営者の“本気”が目に見えるかたちとなることです。
- 1-7) また、プログラム策定に当たっては、同じ業種・規模の中で、進んで取り組んでいる会社の事例を参考にすることも一つの方策でしょう。

II プロジェクト・チーム等、推進担当者の取組

- 2-1) プロジェクト・チームを立ち上げる場合には、そのメンバー構成が重要になります。男女の人数や職務・職階・勤務形態などを、できるだけバランスよく多様な構成とすることが効果的です。プロジェクト方式にしない場合には、人事部門などの中で推進担当者を決めておくことが必要です。

人事担当者の言葉「一部の女性にしか、今まで意見を聞いていなかったため、広く意見を聞き、男性にも話を聞いていく必要があることに気付いた」

- 2-2) プロジェクトを効果的に進めるため、また、会社がポジティブ・アクションを実施しているのだということを明確にするためにも、人事担当者の参加又は人事部門からのサポートが必要です。人事部門の担当者と連携を密にすることが、チームの活動をより円滑にしていくのです。

人事担当者の言葉「人事から的一方的なメッセージであれば、必ず社員から拒否反応が出ると思うが、社員から聞いた意見を具現化することによって、『我々の意見も聞いてくれているのだ』と納得してもらえる」

- 2-3) **社内の人的資源活用の現状を確認し、問題点を発見することが、推進担当者の最初の活動となります。**例えば、男女別の採用人数、管理職比率、離職率、育児休業取得状況など、社内の客観的なデータを集め、現状を把握し、そこから問題点を発見します。

人事担当者の言葉「人事制度・運用の透明性が今後、より必要となってくる。人事には本当に女性を活用していく気があるのか、中身が見えないと周囲から思われている」

- 2-4) チームを作って取り組む場合、チーム内の意見集約は簡単ではないかもしれません。しかし、社内での意見の対立、食い違いをはっきりさせていくことにより、ポジティブ・アクションを進めていく上で問題点を明らかにしていくことが推進担当者の2番目の重要な活動となります。

プロジェクト・チーム参加者の言葉「女性社員の退職理由を、実際に会社を辞めた人に会って調べてみた。その結果、育児・家事などは間接的または遠因であって、辞めた真の理由は、働いていく上で（自分が歩むだろう）キャリアがみえないことであることがわかった」

- 2-5) ポジティブ・アクションを効果的に実施するため、自社の実態を踏まえた具体的な目標、可能なものについては数値化された目標を立ててください。そして、いつまでに達成するかという期限を決めることが大切です。また、その際には、採用状況、離職状況、育児・介護休業の取得状況、管理職への登用状況、従業員満足度などを分析することが重要です。なお、数値目標を設定する場合でも、その数値目標に合わせて機械的に女性を割り当てる（いわゆるクオータ制）ということではありません。

人事担当者の言葉「管理職に占める女性比率が低かったため、具体的な数値目標を設定した。1995年当時、間接部門で働く女性全体における係長・主任レベルの管理職者の割合が10%であったものを、1999年末までに15%へ。また係長以上の女性管理職者のうち、課長以上の者の割合を1995年の5%から、1999年末までに15%へ」

例えば、管理職について目標を設定した場合でも、女性が管理職となるために必要な能力を獲得することができるよう育成し、その結果として、自社の状況に合わせて設定した数値目標を達成するようにすることが、ポジティブ・アクションなのです。

取組の具体的なスケジュール例については、最後に添付しています。

- 2-6) ポジティブ・アクションを実施する際には、多様な“活躍する女性”的人物像（モデル）を社内に示すことが効果的です。そのために目指すべき女性の人物像を、抽象的ではなく、具体的に構築することが求められます。このようなモデルを社内で見つけることが難しい場合は他社のモデルを参考にすることも必要でしょう。

人事担当者の言葉「『役職者になったとき、どのような仕事をするのかわからないし、イメージもわからない。』といった意見が女性社員から出され、モデルケースがないことが（女性役職比率向上のための）問題として指摘された」

- 2-7) 社内意見の対立点の洗い出し、具体的な目標の設定、モデルの構築など、検討結果を経営者に報告し、了承を得ましょう。その上で広く社内に周知させ、目標がどの程度達成されたか、モデルの構築が進んだなどを、把握し、必要に応じて関係部門にアドバイスを行うようにしていきます。推進担当者の3番目の重要な活動は、ポジティブ・アクションの達成状況をチェック（確認）し、場合によっては新たな目標を設定するなど活動を継続していくことです。

III 人事担当者の取組

- 3-1) 人事担当者は、ポジティブ・アクションのガイドラインやワークシート等を利用して、採用、配置、昇進、教育訓練などの雇用管理、および職場環境・風土などについて、社内の現状をチェックすることが必要です。

ポジティブ・アクションのガイドライン、ワークシートの入手先

(財)21世紀職業財団ホームページ http://www.jiwe.or.jp/gyomu/work/positive_03idx.html

- 3-2) ポジティブ・アクションとして重要なのは、能力と意欲のある女性が手を挙げやすくなるような環境をつくることです。具体的には、社内公募制など活躍の機会につながる手段を、性別や雇用形態に関わらず広げていくことです。

経営者の言葉「女性が自発的に地位向上を図るプロセスが重要である」

人事担当者の言葉「能力発揮できない理由を個々の従業員が考えるとき、ハード面（制度）にしか目を向かない傾向がある。しかし、本当の問題は制度そのものよりも、個人にあることが多い。例えば、企業に制度はあるが周りに活用例がない場合に、自ら使ってみようという「意思表示」を自分自身が行う、ということができないために、制度を利用しきれていない人が多い」

人事担当者の言葉「(異動における公募等により) 個々人がコミュニケーションをとる、つまり意思表示をするという行動を取りやすい環境が整備されてきた」

- 3-3) 女性がその能力や成果に応じて処遇されるためには、評価が適切に行われなければなりません。人事考課基準を明確にするとともに、考課者教育の実施等を通じて、評価システムの適正な運用を徹底させることは男女にかかわりなく社員の育成にとって重要なことです。

人事担当者の言葉「裁量労働による成果主義を探っているため、社員からの評価に対する目は厳しい。管理職にはオリジナルのビデオ等により細かな評価者訓練を実施している」

- 3-4) 女性の活躍といっても、女性ということで、全てを一括りにすることはできません。性別を超えた「個」の視点から細心の注意を払い、社員の中から意欲、能力に応じて抜擢をし、育成していくことが求められます。

人事担当者の言葉「男性は普通に抜擢が行われているという前提がある。だから女性にも同じようにやればいいのではないか」

経営者の言葉「採用する女性を面接の段階から選別する。将来的にリーダーとなって欲しい人材には徹底的に個別対応でバックアップする」

人事担当者の言葉「リーダー養成研修は月1回（一泊二日）のペースで1年間にわたって行われた。受講者は各部門から選抜された30代を中心とする26名の女性。各部門から候補者を推薦してもらい、その中から適任者をしづりこんで最終的なメンバーを決定した。研修のねらいは、リーダーとしての基本能力を養成することと、幅広いビジネス知識をつけることであり、両者のバランスよい開発を企図している。プログラムの開発は、外部人材開発会社と共同で開発した。リーダー研修参加者の選抜については、誰が選ばれるかについて陰口などもあり、上司の理解や、周囲の協力が重要となる」

- 3-5) 家族手当や配偶者手当などの制度が個々の働く能力とは関係なく、**事実上男性を優遇する制度、運用となっている場合があります。**こうした制度や運用が、女性の活躍の場を制限していることもあり、見直すことも必要です。
- 3-6) ワーク／ライフ・バランス（仕事と家庭や個人生活のバランス）の観点からも、育児休業制度等の充実を図る、男女ともより取得しやすい職場となるように工夫するなど、性別に関わらず多様な働き方ができる環境づくりを検討していきましょう。

人事担当者の言葉「社長は女性活用について大変積極的であり、強い関心を持っている。当社の育児短時間制度（適用期間については、当初子どもが3歳までとしていたところを、小学校入学まで延期し、それまで1時間単位で利用していたものを、30分単位での利用を可能とした）の内容も、こうした考えによる判断だったと考える」

人事担当者の言葉「最近は優秀な男性社員が育児休業を取得しているケースが多くなってきているのではないか」

経営者の言葉「もっとフレキシビリティのある雇用管理のあり方、パートの人も含めてやる気が高まるよう、柔軟な対応が出来るようにすればもっと継続して働く人が増えてくるはずである」

経営者の言葉「将来的には“正社員”と“その他社員”という区別をなくして、様々な賃金形態を社員が選択することにより、皆が望ましい形で継続的に勤務できる“継続通常社員”が実現したらよいと思われる」

- 3-7) 女性の活躍には、育児休業制度などの制度面のサポート（支援）だけでなく、ソフト面でのサポートが重要になります。女性の活躍が広がる過渡期では、精神的な負担が女性に強くかかります。これからのキャリアを相談できる体制をつくることも有用です。

人事担当者の言葉「セクハラやメンタルな部分の研修を実施（課長、係長職対象）している」

人事担当者の言葉「制度を活かすも殺すも、周囲の人間関係次第。利用者をサポートする管理職や周囲のみではなく、女性も周囲に理解を得るよう努力することが必要。双方のコミュニケーションが最も大事」

- 3-8) 管理職研修は、ポジティブ・アクションの必要性を説明する絶好の機会です。企業理念の実現のために、どのように女性の活躍機会の拡大を進めていくことが望ましいのかについて、一般論ではなく、具体的な事例（ケース・スタディ）を作りましょう。研修にあたっては、セクシュアルハラスメント防止のための研修経験も参考になります。

人事担当者の言葉「ポジティブ・アクションについては最初はみんな、ピンとこない。しかしセクハラ予防の大切さはよく理解してくれるので、その中に女性という多様な人材をいかしていくという観点を折り込んで説明している」

- 3-9) 女性の声に耳を澄ます努力が必要です。インターネットを利用した苦情受付や「意見箱」のような窓口設置だけでは、必ずしも効果は高くないようです。日頃から意見を言いやすい職場環境を作るよう、働きかける必要があります。

人事担当者の言葉「インターネットからは、リピーターの声しかきこえない」

また、人事担当者ができるだけ現場に足を運ぶ「現場主義」をとることが、社員のニーズ（要望）を正確に細かく把握するための近道です。

IV 職場上司の取組

思い当たる上司の方、いらっしゃいませんか？

① 部下が結婚しているかどうかを気にしていませんか？

(某企業 男性管理職の言葉)

部下の昇格評価の際に男性か女性か、既婚か独身かどうかを気にしてしまう。実力が同じくらいなら、家庭のある男性を先に昇進させないと、などと考える所はどうしてもまだあります。

② 女性社員のキャラクターによって、扱いや仕事量をかえたりしていませんか？

(某企業 男性管理職の言葉)

女性で元気なキャラクターの持主だと、わざと大袈裟にほめたり、目立つ仕事を与えたりして、「ほら、女性でさえこんなにやっているのだからお前らもがんばれよ！」と、男性の尻たたき用に利用してしまいます。

③ 産休前や育児休職復帰後の業務をきちんと考えていますか？

(某企業 男性管理職の言葉)

社員が妊娠すると、半年後くらいにはいなくなるのだから、と、あまり仕事を任せない状態になることがあります。前例もないし、無理もさせられないしで、すぐ引継ぎをさせてしまう。結局、重要な仕事を任せられないから、その年の評価も低くつけざるをえない。

4-1) 会社がポジティブ・アクションを実施するかどうかの決定は、経営者の判断にかかっていますが、実際に女性が活躍する場が広がるか否かは、直属の上司、特に入社直後の上司次第で変わってくるのです。上司が男女区別なく仕事を与え、必要な配慮をしていくことにより、女性も男性と同じように（あるいはそれ以上に）能力を発揮します。

女性の言葉「自分は運が良かった。上司に恵まれたから」

人事担当者の言葉「企業として、人事として、総合的な政策を打っていくというハード面だけでなく、会社と従業員、従業員と上司といった相互のコミュニケーションが重要となってくる」

4-2) 基本は、能力と意欲のある女性に、「権限」と「責任」を与え、「小さな成功体験」の機会を作っていくことです。それがきっかけとなって、意欲と能力のある女性の活躍の機会が広がるからです。

経営者の言葉「将来を期待する女性には活躍のチャンスと責任を与える、本流に近い仕事をさせる。女性を活用する際は、きびしさ8：ほめる2の割合が必要。きびしさ9：ほめる1になると辞めてしまう」

- 4-3) 特に男性上司の方は、自分が知らず知らずのうちに、男性中心の考え方や行動になっていないか、チェックしましょう。

経営者の言葉「トップからボトムまで意識改革が必要である。『男性は違う』という意識、つまり男性を上に見る風潮、『女性は家のことを』という古い意識が持ちつづけられている。このような価値観をつぶしていくかなければならない。人事や能力開発を担当している者にはそういう意識はなくなってきたが、古参の部長クラスは、まだ古い価値観を持っているのではないか。」

人事担当者の言葉「現場の課長、部長にとって、要は男性の方が、同性でわかっているのでやりやすい、ということにすぎない。多様化の時代といいながら、女性ひとり『わからないから、うまく使えない』というのでは、結局他の変化にも対応できないのではなかろうか」

人事担当者の言葉「女性をうまく育成している上司は、男性もうまく育てている。しかし、男性をうまく育てられても女性を育成していない上司も多く、女性部下の育成を管理職の指標としている企業もある」

- 4-4) 単調な仕事、キャリア・アップできない仕事を女性に集中させないような配慮が求められます。家庭の事情などで異動ができない女性にも、仕事がマンネリ化しないように配慮する必要があります。

女性管理職の言葉「従来の男性の補助的作業からの脱出のきっかけになった言葉が「What's your contribution?」であり、この言葉を上司から投げかけられて大変大きな衝撃を受けた。自分がここまで突っ走ってこられたのは、この言葉のおかげである。(だから悩んでいる部下にも、) まず「あなたは何をしたいのか、何ができるのか (What's your contribution?)」を聞き、その上でサポート、チャンスを与える。さらに社内公募に応募してみたらとアドバイスする」

- 4-5) ポジティブ・アクションの最初の段階では、職場の男性からの不満が生まれやすいものです。このような場合には、不満を持つ人に対して、企業理念の実現には、女性の活躍の機会を広げることの必要性を良く説明しましょう。

経営者の言葉「男性が足を引っ張れば、（ポジティブ・アクションは）ダメになる」

- 4-6) 女性の場合、子どもの病気など、急に仕事を休まなくてはならない事態が男性より起こりやすいのも事実です。その場合、一つの仕事を複数の社員で相互に負担し合うなど、急に休む人が出ても、他の社員が適切に対応することができるよう日ごろからの配慮が求められます。また男女ともに育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、育児休業を終えて職場に戻ってきたときの迎え方の配慮が大切です。そのためには休業中に適度な情報提供をすることも必要でしょう。たとえば、育児休業中に同僚が社内の情報を送ってくれた、といったちょっとした心遣いが、心理的に大きな支えとなります。

人事担当者の言葉「休職中は一切会社とコンタクトをとらず育児に専念したいという人もいる。」

「それはそれでいい。問題は復職していくに会社に貢献してくれるかだ」

- 4-7) 女性上司の姿は、女性社員がキャリア形成を考える上でもモデルとなるものです。女性上司は、女性社員の不安を解消するため、積極的に話を聞き、また、自分の経験やノウハウを伝えていただきたいと思います。

人事担当者の言葉「今回の取組（管理職登用のための取組）によって管理職に登用された女性が、これからのモデル像になっていくだろう」

V 働く女性の取組

5-1) ポジティブ・アクションは女性を保護し、優遇することだけを目的とした取組ではありません。能力と意欲のある女性が主体的に働く機会を拡大するための取組です。会社や上司に、女性は、育児休業を取るなど、仕事を中断するから生産性が低いという発想から、抜け出してもらうためにも、たとえば「働けるときにしっかり働く」といった意識を持ち、それを行動に示していきましょう。

人事担当者の言葉「とりあえず、待ちの状態ではダメ」

管理職の女性の言葉「普段一所懸命働く時に働く。制度にただ乗りではいけない。(働くときに)一所懸命働きなさいという発想」

人事担当者の言葉「制度は在籍者の権利ではなく、仕事を継続するためのツールだ。だからそのツールを使って、そのあと成果を出して欲しい」

5-2) **女性間ネットワークの形成も意識しましょう。**会社内外のネットワークを持つことは、ビジネス・チャンスを拡大するだけでなく、情報源となり、また、ネットワークのメンバーがよき相談相手となります。

女性の言葉「いざという時にサポートしてくれる仲間は心強い」

女性の言葉「男性のオールド・ボーイズ・ネットワーク。それに代わるネットワークを女性も持たないと」

女性の言葉「今は、社内で女性たちと意見交換をする場がある。仕事をしていく中で、あるいは、インターネットなどを通じて社内外にネットワークをつくっていくことが必要」

経営者の言葉「会社が女性に対して直接的に行う意識啓発だけでなく、女性フォーラムのような“場”を与えることにより、女性間のネットワークづくりや刺激の与え合いが行われることも重要。同じような立場や苦労をしている仲間がいるのだと“気づかせること”は、働く女性にとって精神面での支えとなるだろう」

女性の言葉「ネットワークは与えられるものではなく、自分で探して時間を割いて構築していくもの。きっかけはたくさんある。待っているのではダメ」

VI 働く男性の取組

- 6-1) 男女の違いに関係なく、意欲と能力のある個人に活躍する機会を広げるために実施するのが、ポジティブ・アクションです。ポジティブ・アクションの実施によって、性差なく働くことができる環境が整備されることは、能力と意欲のある男性にとっても、最終的には望ましいものなのです。

人事担当者の言葉「ポジティブ・アクションを進めることで、女性にとって働きがいがあり、働きやすい職場になることは、長期的には、男性にとっても働きやすい職場になるという意識を持ってほしい」

- 6-2) 男女ともに家事・育児や介護の責任を担っているにもかかわらず、男性は仕事、女性は家庭といったこれまでの固定的な役割分担意識等から、たとえば育児休業を取得する男性はいまだ少ないので現状です。男性もこのような責任を担っているという観点から、ワーク／ライフ・バランス（仕事と家庭や個人生活のバランス）を自らの問題として考えることが望まれます。

人事担当者の言葉「アンペイドワーク（育児・家事等）の90%以上を女性が担っている国は、日本しかない。他国と比べて女性に労働が偏っているにも関わらず、その認識が低い。働きやすいとはワーク／ライフ・バランスがとれていること。男女ともにワーク／ライフ・バランスが必要」

30代後半にさしかかった働きざかりの男性が二人、育児休業を取りました。

「これはチャンスだ、と。自分に育児は絶対できないと思っていたから。逆にそれができれば、自分もひとつ成長するんじゃないかな。実際、こんなにリフレッシュできるとは、思ってもみなかつた」

「一ヶ月だったんですが、私の休業中、部下が本当によくやってくれました。一時的にでも上司の仕事をして本人たちもチカラをつけたし、第一、私がいなくてリフレッシュできたんじゃないですか」

- 6-3) 固定的な性別役割分担意識や職場優先の企業風土を変えるためには、男性の役割が重要です。また企業風土づくりには、労働組合にも役割が期待されます。

組合執行委員の言葉「ポジティブ・アクションに取り組んだ背景としては、組合員や顧客に女性が多いという状況の下で、会社の中で女性が活躍していかないと、将来的に会社が立ちゆかなくなってしまうという大きな危機意識を、組合も持っていた」

VII 女性の活躍推進協議会及び行政の取組

7-1) ポジティブ・アクションを進めるための目標は会社によって様々となります、個々の会社が目標を立てる際にベンチマーク（自社の状況を測ることのできるものさしとなる値）として活用できるよう、業種や規模ごとの女性の活躍状況や先進的な会社における女性の活躍状況等の各種データ、個々の会社で活躍する女性のモデル（模範となる人材像）の事例も含めたポジティブ・アクションの好事例について、情報を収集し、広く提供していきます。なお、その際には、多くの業種や規模が網羅できるよう努めてまいります。また、他者の参考となるように、女性の活躍機会の創出に向けた取組を行う会社の顕彰を行うための効果的な方法を検討していきます。

経営者の言葉「ポジティブ・アクションとして、女性の管理職比率を上げる努力をすることは重要であるが、身近に目標となる女性がいないために怖じ気づいてしまう女性もいる。活用の進んでいる企業が、成功例を社内のみならず社外にも積極的に示していくことが大切だ」

- 7-2) また、個々の会社の取組がどれだけ進んでいるかを明確にすることは、周囲との比較が可能になり、各社が独自の目標設定を立てやすくなるという効果をもたらします。協議会メンバーは、自らこの提言の内容に取り組むとともに、上記の情報収集への協力に努め、さらに、提言内容を広く産業界に周知していきます。
- 7-3) 多くの人々にポジティブ・アクションの価値を認識してもらう必要があります。そこで地域レベルで協議会の提言等の普及・促進を図るための仕組みを整備していきます。

オポチュニティーナウについて

「オポチュニティーナウ」とは、イギリスにおいて、女性が働きやすい環境を作り出すため企業参加型のキャンペーン活動から生まれた組織です。1991年に創立され、61のメンバーでスタートし、現在、350の会員数を誇るまでに成長しました。

このキャンペーンは企業によって企業のために開始されたものであり、公的機関、私的企業を問わず女性の登用を量的質的に向上させることを目的としています。

参加企業は、独自の目標を設定し、その達成状況を測定します。また、オポチュニティーナウは、取組結果が優秀な企業に対して表彰を行うとともに、会員は優良事例を共有することで様々な企業から優秀な取組を学ぶことができるようになっています。

オポチュニティーナウの会員になるためには、オポチュニティーナウの組織の目的に同意し、それを追求することを決意しなくてはならず、さらに年会費を支払うことが求められます。

けれども、オポチュニティーナウに参加し、女性の管理職比率の向上、フレキシブルな労働時間制度、男女ともに育児休業を取得促進するための施策等に取り組むことによって、女性が持っている高度な技術力と豊富な経験を確保することができ、良心的な企業としてのイメージアップにもなり、会員にとって多くのメリットを得ることができます。

- 7-4) 働く女性は、保育サービスの充実を強く要望しています。特に、病後児保育、延長保育等の充実です。国としては、今後とも待機児童の多い地域の保育所の受入れ児童数の増大や延長保育、休日保育、病後児保育などを実施する施設数の増大に努めていきます。また、急な残業など臨時の、一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で地域における相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を積極的に促進しており、事業の拡大を図っていきます。これらの事業の実施責任は地方公共団体にありますが、多様なニーズに対応した保育施策の推進に努めていただきたいと考えています。

女性の言葉「都市部ではとにかく認可保育所に入りにくいので入りやすくしてほしい」

女性の言葉「病後児保育が必要だったときがあったが、こうした制度があっても身近に病児保育をしてくれる施設がまだまだ少ないので増やしてほしい」

女性の言葉「緊急事態（電車が遅れた等）で時間通りに子どもを迎えるにいけないとき、一時的に預かってくれる人を紹介してくれるセンターなどがあればいいと思う」

- 7-5) どのような行政サービスを個人が受けることができるのか、わかりやすい情報を提供してほしいという声もあります。このため保育に関するサービスなど行政が行っている様々なサー

ビスについての情報を提供していきます。

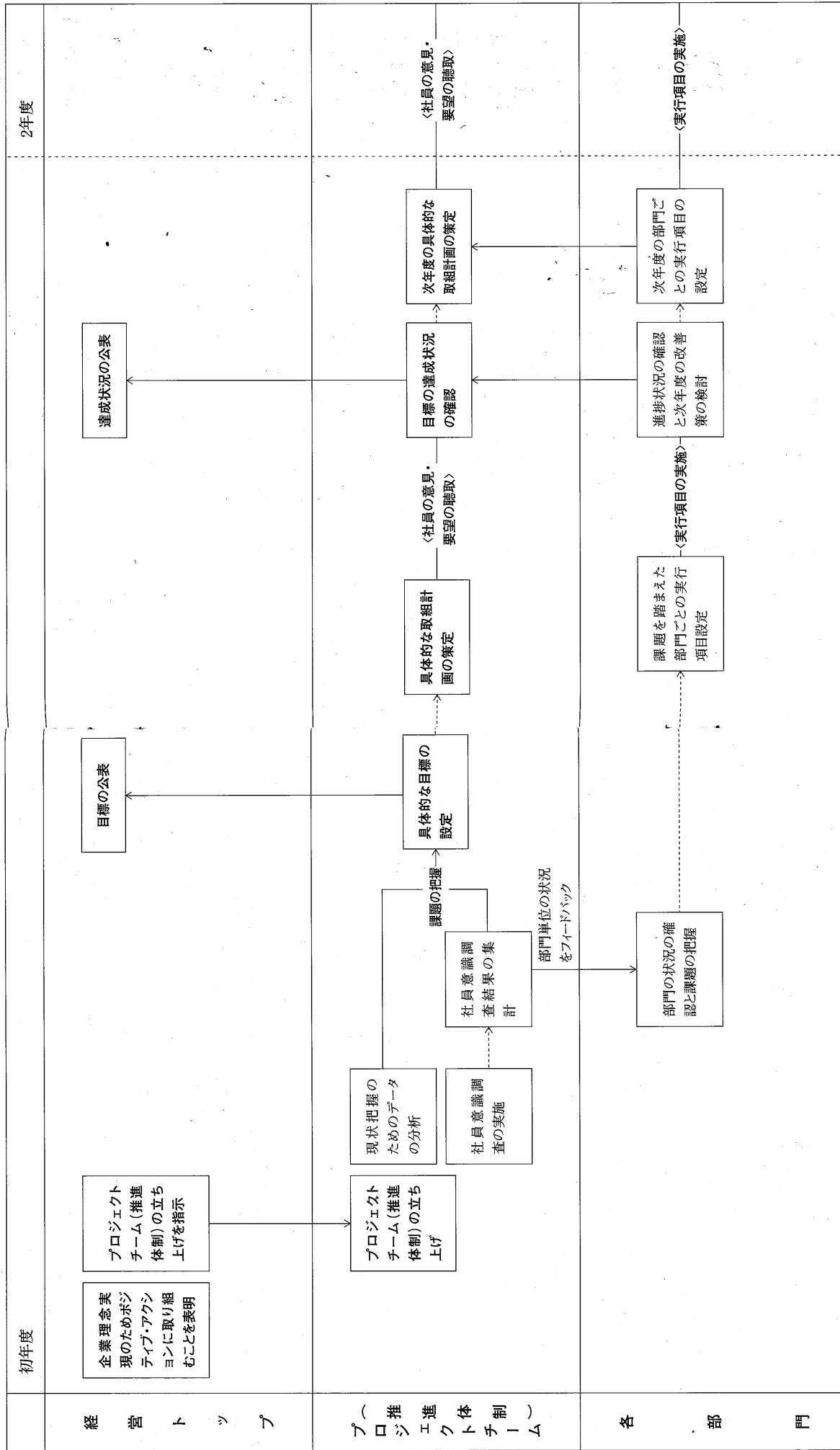
女性の言葉「助成金、補助金といった国の制度を個人として知っている人は少ないため、情報提供をもっとしてほしい（まず企業に開示してほしい）」

- 7-6) 個人の働き方の選択に大きなかかわりを持つ税制、社会保障制度、賃金制度等諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性等を勘案しつつ、個人の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするという視点に配慮するという観点から、関係者、関係機関による検討を促していきます。

経営者の言葉「社会保障制度等について、就労調整の問題があるので、自分の力で働くことが得になるような制度に変えた方がよい」

(A社の例)

ポジティブ・アクション 年間推進スケジュール

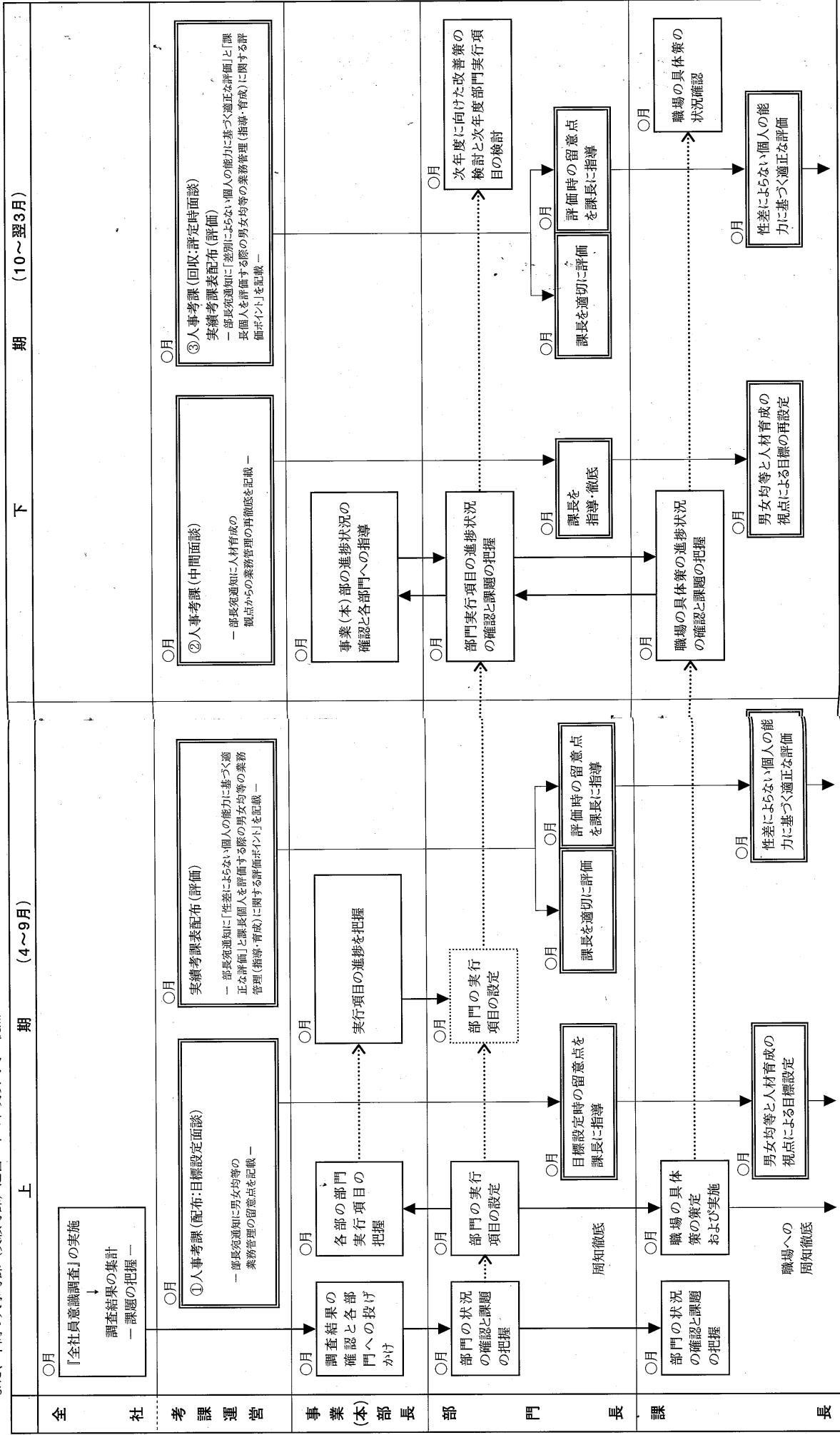


* 人事部門の担当者は、プロジェクトチーム(推進体制)と連携し、取組を推進とともに、各部門のうちの1つとして実行項目を設定し、実施する。

(B社)の例

ポジティブ・アクション 年間推進スケジュール

《マネジメント》の強化
●ポジティブ・アクションの推進のためには、部門経営層の意識改革と男女均等の意識改革による実態を把握すると共に、各経営段階の役割を明確にする。部門長においては、自らが主体的に課題把握と改善策に取り組む為の「部門実行項目」を設定し、定期的な進捗状況の確認・改善策についての意見交換を進めていく。
また、年間の人事考課(実績考課)運営の中での、男女均等の視点によるマネジメントの徹底を図る。



協議会参集者

(50音順、敬称略)

明石 博義	西日本鉄道株式会社	代表取締役社長
○ 大河原 愛子	株式会社ジェーシー・フーズネット	代表取締役会長
大國 昌彦	王子製紙株式会社	代表取締役会長
大星 公二	株式会社 NTT ドコモ	代表取締役会長
奥井 功	積水ハウス株式会社	代表取締役会長
北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社	代表取締役会長
玄田 有史	東京大学社会科学研究所	助教授
河野 真理子	株式会社キャリアネットワーク	代表取締役社長
桜木 敬	東京商工会議所	常務理事
立石 信雄	オムロン株式会社	代表取締役会長
中村 紀子	株式会社ポピングズコーポレーション	代表取締役
○ 浜田 広	株式会社リコー	取締役会長
樋口 恵子	東京家政大学	教授
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部	教授
福原 義春	株式会社資生堂	名誉会長
守島 基博	一橋大学大学院商学研究科	教授
森永 卓郎	株式会社 U F J 総合研究所	経済・社会政策部部長
水越 さくえ	株式会社イトーヨーカ堂	常務取締役
矢野 弘典	日本経営者団体連盟	常務理事
山本 貢	全国中小企業団体中央会	常務理事
岩田 喜美枝	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	

(○は座長、○は座長代理)

協議会参集者からのメッセージ

ポジティブ・アクションの企業経営におけるメリット

女性が営業につくことで、お客様に対してこれまでより幅広い提案ができるようになったということがある。また、女性が活躍するようになって、企業内の雰囲気が明るくなり、コーポレイトスタイルや物事の発想により“バランス”が生じてきた。

(株式会社ジェーシー・フーズネット代表取締役会長 大河原愛子氏)

もはや企業は、全社員同じように、右肩上がりの給与を支払い続けることは出来ない。そこで、一個人として希望する生活を送るために、“共働き”は自然な選択肢であり、結果、労働市場に女性が多くなる。“選抜or底上げ”“戦力化or活性化”など議論は続くが、人的資源である人材を最大限に活用することが企業格差を生み出す現在、ポジティブ・アクションは21世紀の有効な人材戦略でもある。

(株式会社キャリアネットワーク代表取締役社長 河野真理子氏)

ポジティブ・アクションは、本当は「働きやすい職場」だけをもとめる動きではなく、男性にとっても、女性にとっても「働きがいのある職場」を目指す動きであるべきである。働く意欲にあふれた人材が沢山いる職場こそ、企業にとって本当にメリットがあるのだから。

(一橋大学大学院商学研究科教授 守島基博氏)

ポジティブ・アクションの実施に当たってのトップの役割

会社の方針を決定するのは社長であるので、トップ自身が取組に関わることは重要である。担当の者にもちろん理解してもらわないとだめだが、決断するのは社長である。

(王子製紙株式会社代表取締役会長 大國昌彦氏)

一般に女性は管理職を目指してチャレンジすることに遠慮がちで、男性の上司も意識的に指導育成することを積極的にやらないのが実情で、トップが機会あるごとに具体的指示で引っ張っていく必要がある。

(株式会社NTTドコモ代表取締役会長 大星公二氏)

ポジティブ・アクションは組織の「やる気」の問題であり、逆に言えば、日本の現状ではだれも言い出さず、やらずにすめばすんてしまう面もある。「やる気」になればできること。言い出すのはトップしかない。人材養成は男女を問わず時間がかかるから、スタートの遅れはゴールで何倍にも拡がってしまう。

(東京家政大学教授 樋口恵子氏)

■ ポジティブ・アクションを成功させるポイント ■

トップからボトムまで意識改革が必要である。「男性は違う」という意識、つまり男性を上に見る風潮、女性は家のことをという古い意識が持ち続けられている。このような価値観をつぶしていかなければならない。

(オムロン株式会社代表取締役会長 立石信雄氏)

ポジティブ・アクションを実施する際は、会社内のルールづくりの徹底が重要。女性は組織に慣れていないため、ルールを無視して行動するので、はじめから「言い訳無用、結果重視」という方針を叩き込んでおく。

たとえば、

- ー会議の中で1回は自分の意見を言うこと
- ー発言は2分以内（結論から言うこと）
- ー1回決まった意見には必ず従うこと
- ー会議後の帰り途中にあればどうだと後から文句を言わないこと
- ー反対意見を言うときは必ず提案意見を言うこと

をルールとして最初に提示している。

(株式会社ポピinzコーポレーション代表取締役 中村紀子氏)

つまりは、“女性”という大きな括りで物事を考えるのではなく、男女とも“個”でみることが大切であり、もしキャリアアップを望む女性がいて、その人が“女性”ということが理由でキャリアアップに支障が出ているという事実があれば、改善される必要がある。

(株式会社リコー取締役会長 浜田広氏)

マネジメント側も労働者側も、焦らず時間をかけること。その間に絶えず努力することが大切である。女性が自発的に地位向上を図るプロセスが重要であり、女性が出した結果については正当な評価をする。

(株式会社資生堂名誉会長 福原義春氏)

今後の課題

女性には出産、育児があるので、これまでの男性中心で作ってきた雇用管理制度では対応しきれないところがある。もっとフレキシビリティのある雇用管理のあり方を編み出す必要がある。勤務形態の多様性が生まれることで、女性たちもキャリアイメージを描きやすくなり、継続的に働きやすくなるだろう。

(日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役会長 北城恪太郎氏)

ポジティブ・アクションを一番妨げているのは、日本の雇用形態に選択肢がないことだ。極論すると日本の労働市場は、高給の正社員で滅私奉公するか、極端に年収の減るパートかの二者択一になっている。多様な雇用形態を選択できるようになれば、男も女も会社生活と社会生活のバランスがとれる。

(株式会社 U F J 総合研究所経済・社会政策部部長 森永卓郎氏)

ポジティブ・アクションの先にあるのは、こんな未来だ。

「機会の平等、結果の平等とならび、過程（プロセス）の平等という言葉が生きている」
「活用と活躍、戦力と人材、といった言葉が自然と使い分けられている」
「経営トップのリーダーシップに、社員がリスク（敬意）を感じている」
ポジティブ・アクションに無関心を装う企業を、私は理解できない。

(東京大学社会科学研究所助教授 玄田有史氏)

労働局雇用均等室所在地一覧

事項別 都道府県 労働局	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森県	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手県	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城県	022-299-8844	022-299-8845	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田県	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形県	023-624-8228	023-624-8246	990-0041	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎
福島県	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城県	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市北見町1番11号
栃木県	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬県	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉県	048-822-4273	048-822-7867	336-0012	さいたま市岸町5丁目8番13号
千葉県	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京都	03-3818-8408	03-5689-5076	112-8581	文京区後楽2丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル
神奈川県	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新潟県	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市川岸町1丁目56番地
富山県	076-432-2740	076-432-3959	930-8514	富山市桜橋通り2番25号 富山第一生命ビル2F
石川県	076-265-4429	076-221-3087	920-0031	金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル
福井県	0776-22-3947	0776-22-4920	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨県	055-231-8611	055-231-8625	400-0031	甲府市丸の内2丁目7番23号 鈴与甲府ビル
長野県	026-227-0125	026-227-0126	380-0935	長野市大字中御所字岡田53番7号 ニッセイ同和損保長野ビル
岐阜県	058-263-1220	058-263-1707	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治生命岐阜金町ビル
静岡県	054-252-5310	054-252-8216	420-0857	静岡市御幸町4番1号 アーバンネット静岡ビル
愛知県	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング
三重県	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀県	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都府	075-241-0504	075-241-0493	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル
大阪府	06-6941-8940	06-6946-6465	540-0008	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫県	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈良県	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山县	073-421-6157	073-421-6158	640-8392	和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル
鳥取県	0857-22-3249	0857-29-4142	680-0846	鳥取市扇町22番1号 山陰合同銀行鳥取駅南ビル
島根県	0852-31-1161	0852-31-1505	690-8532	松江市東朝日町76番地 島根労働局東朝日庁舎
岡山県	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島県	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口県	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島県	088-652-2718	088-652-2751	770-0831	徳島市寺島本町西1丁目7番1号 日通朝日徳島ビル
香川県	087-831-3762	087-831-3759	760-0018	高松市天神前5番12号 香川労働局第3庁舎
愛媛県	089-935-5222	089-935-5223	790-0811	松山市本町2丁目1番7号 松山東京海上ビル
高知県	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田48番2号
福岡県	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
佐賀県	0952-24-4240	0952-24-6559	840-0801	佐賀市駅南本町3番15号 安田生命ビル
長崎県	095-844-4384	095-844-4423	852-8117	長崎市平野町22番40号 (株)九電工長崎支店ビル
熊本県	096-352-3865	096-352-3876	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎
大分県	097-532-4025	097-537-1240	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎
宮崎県	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島県	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄県	098-868-4380	098-869-7914	900-0029	那覇市旭町38番地8号 おきでん那覇支店ビル